

「土砂災害(特別)警戒区域」の指定がある町会の皆様へ

全国各地では、大雨等による土砂災害が頻発しており、逃げ遅れて被害にあわれる方がいらっしゃいます。被害にあわれた方の多くが、「自分は大丈夫」、「それほどのことはないだろう・・・」という思いから、「避難する」という行動を起こせなかったとされています。

前兆現象(裏面参照)などのいつもと様子が違うような時や記録的な大雨が続くような場合は、自らの判断で避難行動をとってください。また、気象台が発表する気象情報に注意し、市から避難情報が発令された時は、速やかに自分や家族の命を守る行動をとってください。



1 自宅周辺の危険を知る

「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」の場所を確認しましょう。

確認方法は、今年5月に配布しました「松本市ハザードマップ」や長野県ホームページの「信州くらしのマップ」等で確認することができます。



【松本市ハザードマップ】

2 早めの避難 ※土砂災害は、原則立退き避難です

- (1) テレビ・ラジオ・インターネットで、気象情報を確認する。
「大雨警報(土砂災害)」「土砂災害警戒情報」「台風情報」など
 - (2) 市から発令される「避難情報」に注意する。
松本安心ネット(メール配信サービス)、防災行政無線(テレホンサービス 0120-07-8686)、災害電話サービス
 - (3) **警戒レベル3(高齢者等避難)**が発令されたら、高齢者など避難に時間を要する方は、避難を開始してください。それ以外の方は、避難準備を行ってください。
 - (4) **警戒レベル4(避難指示)**が発令されたら、全員避難してください。
 - (5) **警戒レベル5(緊急安全確保)**が発令された場合は、すでに災害が発生している場合があります。直ちに身を守る行動(安全確保)をしてください。警戒レベル4までに必ず避難してください。
- ※ 前兆現象を確認したり、身の危険を感じた場合は、市からの避難情報が出ていなくても、安全な場所へ避難してください。



【信州くらしのマップ】

【土砂災害における指定避難所】

庄内地区については「ゆめひろば庄内」を最初に開設します。
状況に応じて、その他の指定避難所を順次開設していきます。

※指定避難所の開設状況については、松本安心ネット・市ホームページ・市公式 SNS 等で周知します。